

厚生環境常任委員会関係

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、次のとおりとする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、次のとおりとする。
米沢市 200人	米沢市 200人
鶴岡市 <u>349人</u>	鶴岡市 <u>350人</u>
酒田市 273人	酒田市 273人
新庄市 82人	新庄市 82人
寒河江市 91人	寒河江市 91人
上山市 92人	上山市 92人
村山市 74人	村山市 74人
長井市 74人	長井市 74人
天童市 127人	天童市 127人
東根市 <u>98人</u>	東根市 <u>99人</u>
尾花沢市 62人	尾花沢市 62人
南陽市 78人	南陽市 78人
東村山郡山辺町 36人	東村山郡山辺町 36人
東村山郡中山町 29人	東村山郡中山町 29人
西村山郡河北町 49人	西村山郡河北町 49人
西村山郡西川町 30人	西村山郡西川町 30人
西村山郡朝日町 37人	西村山郡朝日町 37人
西村山郡大江町 36人	西村山郡大江町 36人
北村山郡大石田町 29人	北村山郡大石田町 29人
最上郡金山町 19人	最上郡金山町 19人
最上郡最上町 40人	最上郡最上町 40人
最上郡舟形町 25人	最上郡舟形町 25人
最上郡真室川町 38人	最上郡真室川町 38人
最上郡大蔵村 16人	最上郡大蔵村 16人
最上郡鮭川村 18人	最上郡鮭川村 18人
最上郡戸沢村 26人	最上郡戸沢村 26人
東置賜郡高畠町 71人	東置賜郡高畠町 71人
東置賜郡川西町 55人	東置賜郡川西町 55人
西置賜郡小国町 43人	西置賜郡小国町 43人
西置賜郡白鷹町 54人	西置賜郡白鷹町 54人
西置賜郡飯豊町 38人	西置賜郡飯豊町 38人
東田川郡三川町 22人	東田川郡三川町 22人
東田川郡庄内町 69人	東田川郡庄内町 69人
飽海郡遊佐町 53人	飽海郡遊佐町 53人

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 一略一</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えるかかつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第24条 一略一</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えるかかつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。</p>

